

平成23年4月19日

多賀城市震災復興基本方針

～支えあい 笑顔あふれる未来を目指して つながろう！多賀城～

1 基本方針の位置付け

多賀城市震災復興基本方針は、平成23年3月11日に本市に甚大な被害をもたらした東北地方太平洋沖地震とその余震を含めた東日本大震災（以下「震災」といいます。）からの復興に向けて、今後のまちづくりの基本的な姿勢や取組の方向性を示すものです。

今後、この基本方針に基づき、多賀城市の復旧・復興に関する将来像を描き、それを実現するための具体的な取組をまとめる多賀城市震災復興計画（以下「復興計画」といいます。）を策定することとします。

復興計画の策定に当たっては、議会、市民、各専門分野における学識経験者などの幅広い意見を反映させるため、検討委員会を設け、様々な考えや意見を広く取り入れていく予定です。

2 復旧・復興に向けた基本姿勢

今後の復旧・復興に向けて、復興計画の策定や復旧・復興施策及び事務事業を推進するに当たって、以下の基本姿勢で取り組んでいくこととします。

(1) 復旧そして復興へ

「元どおりに戻す」という「復旧」だけでなく、「市民生活が震災前以上の元気・活力を備えることができるよう、暮らしの再建を図る」という「復興」を目指すこと。

(2) 安全・安心・笑顔をキーワードに復旧・復興施策を推進

「安全」で「安心」して暮らせること、そして、市民が「笑顔」に暮らせることを基本に、復旧・復興施策を進めること。

(3) 「市民が主役」と「支えあい・学びあい・育ちあい」を基本に復興を 第五次多賀城市総合計画の将来都市像の理念として掲げる「市民が主役」 及び「支えあい・学びあい・育ちあい」をしっかりと踏まえて取り組むこと。

(4) これまでの多賀城を支えてきた産業の活力・元気再生

産業基盤が未曾有の被害を受けた市内の農業、商業、工業、観光業の各産業が、元気を取り戻し、新たに活力あふれるよう取り組むこと。

(5) 先人から受け継いだ悠久の歴史「史都 多賀城」を後世へ

多賀城が多賀城たる由縁である悠久の歴史「史都」を十分に生かし、後世にしっかりと引き継いでいけるよう、復旧・復興施策を推進すること。

3 復興までの計画期間

復旧・復興のビジョンを実現するまでの計画期間を10年間とします。

この計画期間10年間で復旧期（3年）、再生期（4年）、発展期（3年）の3期に分けて、それぞれの期間ごとに復旧・復興施策の目標を設定し、取り組んでいきます。

なお、復旧施策と復興施策は、それぞれを段階的に、又は同時に実施することを想定しています。

4 復旧・復興施策の方向性

復旧・復興に向けて、以下の方向性を踏まえて、復旧・復興に関する将来像や復旧・復興施策を検討することとします。

- (1) 避難所の生活環境向上と被災者の居住空間の早期確保促進
- (2) 交通基盤と上下水道などのライフラインの早期復旧
- (3) 被災者の生活再建支援と衛生環境の改善推進
- (4) 多賀城の未来を担う子どもたちを育む教育の確保とメンタルヘルスケアの充実
- (5) 事業の場と雇用の確保と地域産業の再生・復興の促進
- (6) 地域のつながりの強化と地域防災力の向上
- (7) 土地利用のあり方を含めた防災体制・機能の再構築
- (8) 復旧・復興に向けた事務事業への重点化と法定業務等を除いた平成23年度事務事業を原則凍結
- (9) 健全財政維持のための財源確保と国県等への的確適切な要望・要請の実施

5 今後の組織体制

生活における安全と安心に裏打ちされる市民の笑顔があふれるまちとして復興することを目指して、各部課が推進する復旧・復興施策を総合的に、そして円滑に推進調整するとともに、市民や有識者などの幅広い考え、意見を取り入れた復興計画を早期に策定するため、組織体制を強化することとし、以下の改編を行います。

- (1) 復興方針と復興計画の案を決定するとともに、各部課が取り組む復旧・復興施策及び事務事業を推進するため、審議決定機関として、市長を本部長、副市長を副本部長とする「多賀城市震災復興推進本部」を設置（本部長は各部長等）
- (2) 復旧・復興施策及び事務事業の円滑な推進を調整するとともに、多賀城市震災復興推進本部の事務局を担い、復興計画を策定する事務を所掌するため、市長公室に「震災復興推進局」を設置（局長、その他職員を配置）

※1 復旧・復興施策及び事務事業の推進は、原則、当該施策・事務事業を所管する各部課が推進するものとします。

※2 復興計画の実施に向けた新たな組織体制については、計画策定に合わせて検討する予定です。